議案第17号

鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改 正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西茂

鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例

鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年鹿屋市条例 第180号)の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条第3項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 団員には、次により年額報酬を支給する。
 - (1) 団長 年額 153,900円
 - (2) 副団長 年額 106,400円
 - (3) 分団長 年額 81,100円
 - (4) 副分団長 年額 54,600円
 - (5) 部長 年額 51,000円
 - (6) 班長 年額 45,600円
 - (7) 団員 年額 43,000円
- 3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。

- (1) 災害の場合(5時間を超える場合) 一日につき 8,000円
- (2) 災害の場合(5時間以内の場合) 一日につき 5,000円
- (3) 警戒の場合 一日につき 5,000円
- (4) 訓練の場合 一日につき 5,000円
- (5) 機械器具整備の場合 一日につき 2,000円
- (6) 会議の場合 一日につき 5,000円

第12条に次の1項を加える。

6 出動報酬は、四半期ごとに区分して支給することができる。

第13条第1項を次のように改める。

団員が、災害、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を 支給する。

- (1) 災害の場合 1回につき 500円
- (2) 消防団全体の訓練の場合 1回につき 500円
- (3) 消防団全体の会議の場合 1回につき 500円
- (4) 行方不明者の捜索の場合 1回につき 1,500円

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(報酬からの控除)

- 第14条 法律で定めるもののほか、次に掲げるものについては、団員の申出により、 団員に年額報酬を支給する際、その報酬から控除することができる。
 - (1) 鹿屋市消防団を対象する火災共済、福祉共済等の掛金
 - (2) 前号に掲げるもののほか、団員が希望し、任命権者又はその委任を受けた者 が認めたもの

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条の規 定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発し た旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防組織法第37条の規定による助言に伴い、消防団員の報酬、費用弁償等を見直したいので、本案を提出するものである。